

## 明日香村建設工事中間前金払取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、明日香村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な履行を図るために、受注者に対し支出する中間前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払制度の対象工事)

第2条 公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する村発注工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）であって、当該工事の設計金額が200万円以上のものとする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事に償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金の10分の2以内（工期が複数年にわたる工事については、各年度ごとの年割相当額の10分の2以内）とする。但し、中間前金払を支出した後の前払金の合計額が請負代金の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の要件)

第5条 次の(1)～(3)の全ての要件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。また、工期及び請負代金の額に変更がある場合は、(1)～(3)の適用については、中間前金払の認定請求時点の工期及び請負代金の額によるものとする。

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の認定の方法)

第6条 中間前金払の認定方法等は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 請負者から、中間前金払の支払を受けたい旨の申し出があったときは、中間前金払認定請求書（様式第1号）と併せ、認定資料として工事履行報告書（様式第2号）及び添付資料を提出させるものとする。
- (2) 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、工事履行報告書等により第5条に定める要件を満たすものか確認を行い、確認の結果、要件を具備していると認めるときは、中間前金払認定書（様式第3号）を請負者に交付するものとする。
- (3) 中間前金払の認定は、当該請求を受けた日から7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行うものとする。ただし、請負者からの提出書類に不備等があった場合等はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

# 中間前金払認定請求書

平成 年 月 日

明日香村長 殿

住所  
請負者  
氏名 印

下記工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名			
工事番号			
工事場所			
工 期	着工	平成	年 月 日
	完成	平成	年 月 日
請負代金額	円		
摘 要	工期の2分の1を経過した日 平成 年 月 日  添付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事履行報告書</li> <li>・工程表（予定工程と実施工程が対比してあること）</li> <li>・平面図（出来高がわかる着色がしてあること）</li> <li>・工事全景写真</li> </ul>		

注1 工期の2分の1を経過した日については、債務負担行為に係る契約では、当該年度の

工事実施期間の2分の1を経過した日を記入する。

(様式第2号)

# 工事履行報告書 (中間前金払用)

平成 年 月 日

明日香村長 殿

住所  
請負者  
氏名 印

本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。

工事名					
工事番号					
工事場所					
工期	着工	平成	年	月	日
	完成	平成	年	月	日
請負代金額	円				
工種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備考
	%	%	%	円	
小計	100.0 %				
消費税及び地方消費税額					
合計金額					

注1 構成比は直接工事費に占める各工事費の構成割合を、予定、実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。

注2 出来高が判る着色した平面図（施工済→赤色、未施工→黄色）と工事の全景写真を併せて添付すること。また、添付する工程表（当初の予定工程と実施工程が対比できるもの）と記載内容が一致していること。

総括監督員	主任監督員	一般監督員
-------	-------	-------

--	--	--

(様式第3号)

# 中間前金払認定書

平成 年 月 日

(請負者)

殿

(認定者)

明日香村長

印

下記工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備していることを認定します。

記

工事名			
工事番号			
工事場所			
工期	着工	平成	年 月 日
	完成	平成	年 月 日
請負代金額	円		

摘 要	
-----	--